

会議録

会議の名称	令和4年度第5回福津市郷づくり推進協議会代表者会議	
開催日時	令和5年2月14日(火)14:00~16:20	
開催場所	市立図書館2階 研修室1	
委員	勝浦：天野 保章、荻原 哲夫 津屋崎：御厨 忠男、坂口 勝繁 宮司：坂根 康廣、梅野 邦彦 福間：(欠席) 神興：富松 享一 上西郷：畑 清喜 神興東：奥 弘子、樋口 英典 福間南：石橋 和義	
専任事務局員	勝浦:花田孝信 津屋崎:大神常男 宮司:三原道雄 神興:君嶋久美子 福間:廣渡策生 上西郷:末廣 隆 神興東:宮崎絵美 福間南:宮本清子	
市	原崎市長 まちづくり推進室:石井参事 男女共同参画推進室:吉村課長 教育総務課:城野課長 財政調整課:吉崎課長 防災安全課:羽田野課長、楨係長	
事務局	まちづくり推進室:香田理事、向井係長、折居	
会議	内容	1. 市長あいさつ 2. 依頼・説明事項 (1)令和5年度男女共同参画地域推進員の推薦について(依頼) (男女共同参画推進室) (2)福津市一斉防災訓練の報告(防災安全課) (3)新設校建設事業の現状について(教育部) (4)専任事務局員雇用経費の検討について(まちづくり推進室) 3. その他
	配付資料	<input type="checkbox"/> 令和5年度男女共同参画地域推進員の推薦について(お願い) <input type="checkbox"/> 令和4年度福津市一斉防災訓練について(結果報告) <input type="checkbox"/> 新設校建設事業の現状について <input type="checkbox"/> 専任事務局員雇用経費の検討について

会議内容(要点)

1. 市長挨拶

市長があいさつを述べた。

2. 依頼・説明事項

(1) 令和5年度男女共同参画地域推進員の推薦について(依頼) (男女共同参画推進室)

男女共同参画推進室が、令和5年度男女共同参画地域推進員の推薦についての説明及び依頼をした。

(2) 福津市一斉防災訓練の報告(防災安全課)

防災安全課が、令和4年度に開催された福津市一斉防災訓練について報告をした。

(委員)

令和4年度の訓練において、避難者数よりもタオル巻き世帯数が多いのは、避難していないのにタオルを巻いているところがあるということか。

(防災安全課)

コロナ禍のため避難所に大人数集まることを避け、タオル巻きはするが、世帯の代表者だけが避難所に集まった地域が多かったため、このような結果になったと思われる。

(委員)

世帯の代表者だけが集まったとしても、避難者数よりタオル巻き世帯数が多くなるのは矛盾していないか。訓練の内容が住民に浸透していないように感じられる。訓練の意味を理解したうえで参加しないと意味がない。こういう意味でタオルを巻くといった周知徹底が必要ではないかと思う。

(委員)

まず、資料に日付や発信元が書かれていない。また、令和元年度から参加者が減少した原因と、それに対する対策がほしい。次回はそれも含め、まとめていただきたい。

(委員)

タオル巻きについて、「タオルを巻いておけばいいのだろう」「誰かが確認に来るだろう」という声を聞く。果たしてこれで意味があるのか。周知についても、どうしたらみんなが参加できるか、再度考え直したほうが良いと思う。

(委員)

非常にマンネリ化している。我々の郷づくりでは、各自治会で一次訓練をしていただいているが、なにかのイベント事のように集まっている状態が続いている。危機感をもった避難訓練にするにはどうしたらいいか考えていかなければ、助かる命も助からないようなことも起こり得るのではないかと感じている。防災安全課や自治会とも相談しながら、今後の防災訓練を真剣に考えていかなければいけない状況である。

(委員)

前回とは違った防災訓練をと考えながら行っているが、今回は訓練前に防災啓発のドキュメンタリー映画を、小中学校や地域で観たというのがとてもいい刺激になった。こういった情報を市のほうから流していただければありがたかった。

(委員)

確かにマンネリ化しているが、防災訓練はやったほうが防災意識は上がる。今回は3年ぶりということで、我々も学校の生徒や先生も、分からない、内容を覚えていないといった部分もあった。

タオル巻きについては、我々の地域では防犯上の面から大きな反対もあった。しかし、訓練では一度はタオル巻きをしてもらいようにお願いし、避難するときはタオルを外してもいいと伝えた。こうしたことによって、タオル巻きをした世帯が増えたように感じた。

(委員)

周知徹底については、訓練の内容や方法の周知と、参加者全員にどのように周知するかということが課題であると思う。また、防災啓発映画や講演などを、市全体で行えないか検討していただきたい。

(防災安全課)

今回 3 年ぶりの実施ということや、コロナ禍ということも相まって、参加率の伸び悩みが浮き彫りになっている状況である。必須訓練の一部としてタオル巻きを実施しているが、防犯上の面でどうなのかという声もあり再考すべき点でもあると考える。また、前回の代表者会議の中で、訓練の実施日についてご指摘をいただいたが、他の地域からもここ数年言われてきたことでもあるため、再考すべき点だと思う。一斉防災訓練の実施は、有事の際の備えや防災意識の普及啓発という部分に直結する、重要な事業の一つと考えている。しかし、防災は地域の皆様との対話なくして、前に進まないというのが現状である。新年度、新体制になり早々、この辺りの諸問題について、地域役員の方とお話する機会を設けさせていただきたいと考えている。その中で、実施日の問題やタオル巻きの問題、マンネリ化の問題、周知徹底の問題についても少しずつ解決していきたいと思っている。

(会長)

我々の郷づくりでは、各郷づくりの防災担当者が一同に集まり、情報交換したいという意見が出ているが、そのような考えか。

(防災安全課)

先ほど様々な問題が出てきたが、例えば実施日などは、防災担当者だけで話し合うのはいかがなものかと考えている。どの問題に対して、誰と話し合うかは少し考えさせていただき、改めて話を持っていかせていただきたい。

(3)新設校建設事業の現状について(教育部)

教育部が、新設校建設事業の現状について説明した。

(委員)

令和 3 年 12 月に合意した時に、新設校を 2 校建てればどれくらいの予算が必要かというのはある程度分かっているはず。合意したにもかかわらず、いざ建てようという段階になって財政状況を持ち出し、1 校になった。市の決定の仕方がとても曖昧である。こういうことがあると、市民は市に対する信頼がなくなるのではないか。また、時間がないから 1 校にするという話も、行政の都合である。学校建設の話は、令和元年ごろから出ているはず。今回は、小学校 1 校を建設する予定であるとの報告だと思われるが、郷づくりだけではなく、学校関係者や住民にも説明するべきだと思う。

(財政調整課)

当初、竹尾緑地に建設するという話が出ていたころから、市の財政状況は変わっていない。財政面においては、以前から中期財政見通しを立てながら今後の継続的な財政運営について計画を立てていくということを行っている。学校建設に関しては、統合、集約、廃止等の検討、教育施設の全体像、老朽化の問題等の全体像が見えてこず、議会からは中期財政見通しが出せない中での財政推計で大丈夫かという話もいただいていた。しかし、全体像が見えていない中での保証は出せないということで、あくまで 2 校の概算事業費だけを推計した段階で進めていたところである。その時点では、財政調整基金も含め、厳しい状況ではあるがなんとかやっていけるというところで試算していた。

しかし、中学校建設に係る都市計画道路等の整備やコロナ禍によって資材費が上がっている状況のなかで、小中学校の建設、都市計画道路の建設を併せて行っていくということが、非常に厳しい状況であることが分かった。こういったことが、当初から分かっていたのではないかとということであるが、

具体的に事業費等の精査ができていない状況の中でも、事業費を精査することを進めるために、まずは方向性の同意というところで進めていただいていた。しっかり事業費を見せていただき、検証していくことが財政的な条件ということで、教育委員会とも話をしていた。そのような状況の中で、再度精査した結果、このような状況になった。

(教育総務課)

学校建設について、時間がないのは理由にならないといところは非常に申し訳なく思っている。竹尾緑地を断念した後、学校を取り巻く状況としては、人口増による増加以外の部分においても国の法改正等によって1クラスあたりの生徒数が少なくなったり、特別支援学級が多くなったりしているという状況もあり、竹尾緑地に学校を建てただけでは過大規模校の解消はできないということを踏まえ、広報ふくつ3月号でも少し説明はさせていただいたが、学校建設地については、十数パターンを考え、検討をさせていただき、令和3年12月に市長と教育委員会で方向性について同意して作業を進めていたところである。その部分について時間を要してしまったことは大変申し訳なかった。

また、小学校の予算を上げたところがぎりぎりのスケジュールでご説明させていただいたが、小学校の建設というのが市内の複数の小学校、中学校の緩和につながるということは紛れもない事実であろうと考えており、この小学校の建設事業を一度止めて新たに考えるということではなく、小学校は小学校として建設はさせていただきたいということで12月の議会にも予算計上させていただいた。福間中学校の過大規模校については、小学校建設だけでは解消しきれないというところもあるため、その部分についてどう対応していくのかという点については、先月から教育懇話会を新たに開催し審議させていただいており、答申を得たところで今回の小学校の建設と併せて中学校をどのような形で対応していくかというのも含め、地域のほうには説明に伺いたいと考えているので、今しばらく時間をいただければと思う。

(委員)

福間南小学校の生徒数は1600人を超えている。教育委員会の推計では最高が1600人ぐらいだろうという推計だったが既に超えている。現在、四角や両谷では住宅開発が進んでおり、このままだと児童数は1800人ぐらいになるのではないかと。福間小学校の対策だけでなく、福間南小学校の対策もしていただきたい。

(委員)

小学校新設工事に伴い、工事車両等が多く入ってくるようになると思われる。どの道路を使用し、どのように入っていくのか、また工事に伴う住民説明会は考えているか。

(教育総務課)

グラウンドを想定している箇所を、周辺の道路と同じ高さまでかさ上げをし、校舎の部分は道路よりも高いところまでかさ上げする必要があると考えている。搬入路について現在検討しているのは、旧宮地岳線の線路敷を市有地として持っているため、その道を使用したいと考えている。建築計画が進み、皆様に説明できる状況になったら、地域のほうに説明はさせていただきたいと考えている。

(委員)

昨年の代表者会議にて、小学校1校、中学校1校の計2校建設予定との報告がされていた。報告の中身が変わるようなことがあれば、直ちに報告していただきたい。

資料も教育委員会のホームページにしか掲載されておらず、見つけづらい。なぜ2校から1校に変更になったのかという説明や反省も資料の中に載っていない。これではみんな納得されないと思う。

また、決定には議会は絡んでいないのか。市長と教育委員会のみで決めるのか。議会はどのような役割をしているのか。

(市長)

広報ふくつ3月号の中で、竹尾緑地への建設を断念したその後の経緯や、数パターンの検討案について、校区等を含め検討した結果を地図で示している。近くに小学校があるのに、新設校ができた

結果、わざわざ遠くに通うということにならないか、校区の再編が伴わないか等を検討した結果、宮司の場所が浮上してきた。これらの経緯や、最終的に宮司に小学校のみ建設するに至った経緯について示させていただいている。これまで示せなかったのは、民有地を校区として検討してきたためでもある。昨年 12 月の臨時議会において、用地購入費や基本的な建設費等を、議決機関である議会に諮り、ご承認いただいた。2 校が 1 校になったが、用地購入、設計等をしなければならないため、これだけの予算をお認めくださいということで、議会の多数決の承認を得たのが昨年の 12 月の臨時議会であった。

(会長)

竹尾緑地への建設予定から 2 転 3 転としているため、建設予定地の候補として上がっていた地域の住民にも説明をし、情報が独り歩きすることがないようにしていただきたい。

(市長)

広報ふくつ 3 月号について、市民の方から問い合わせがくると思われる。その問い合わせに対し、教育委員会を中心に、場合によっては私も含め、ご説明やご理解のほうに努めてまいりたいと思う。

(4)専任事務局員雇用経費の検討について(まちづくり推進室)

まちづくり推進室が、専任事務局員雇用経費の検討について説明した。

(委員)

時給 900 円で 180 万円になる根拠を教えてください。

(まちづくり推進室)

時給 900 円で、勤務時間が午前 8:30 から午後 5:00 までで、休憩時間を省くと、1 日の実働は 7.5 時間になっている方がほとんどだと思う。これに、実際に勤務した日数をかけていただく。令和 5 年度は年間 244 日で考えている。また、10 月に賃金改定があり 919 円になったとしたら、10 月以降の半年については、時給 919 円で計算していただくようになる。半年ごとに時給が異なるという想定で、こちらで出した式は、4 月から 9 月については(900 円×7.5 時間)×124 日=837,000 円、10 月から 3 月については、(推計 919 円×7.5 時間)×120 日=827,100 円となり、年間 1,664,100 円となると想定される。今お伝えした内容は、改めて紙でお渡ししようと思う。

(委員)

雇用経費の 180 万円は平成 25 年に導入されてから金額が変わっていないと思うが、いつから最低賃金を考慮する考え方になったのか。平成 25 年の最低賃金は 713 円ぐらいだったはずなので、この 180 万には、最低賃金の考え方は入っていなかったと思う。この 10 年間で最低賃金が上がっていくのは当然のことだろうと思う。

(まちづくり推進室)

最低賃金をクリアしているということを把握していたが、最低賃金が上がり、クリアするのが難しくなってきたことや、前回の代表者会議にてご指摘もあったため、今後は明確にしていかなければいけないということで、資料で今後の方針として示させていただいた。

(委員)

事務局員が有休をとった時に、代替りの役員が勤務した場合は、費用弁償の中で対応してということか。制度として入れている以上は、手当について考えていただかないといけない。何でもかんでも基礎事業に入れて、費用弁償で対応してくれとなると、各協議会でばらばらの対応になってしまう。

(会長)

事務局員に有給を取ってもらったときにどういう対応をするか悩む。

(委員)

手当をどこから出すのかということも併せて回答してほしい。この項目から出すとしっかり決まっていないと、協議会ごとに費用の出所がばらばらになる。そのうえで、給料はいくら、交通費はいくらなどをはっきりとさせてほしい。

(委員)

前回調査をしてほしいと伝えた、時間外や休日出勤について、最低賃金を下回る費用弁償で労働者を雇用しているのか、という質問に対する回答がない。2 か月経っているが、調査をされて結論が出ているのか。

(まちづくり推進室)

手当をどこから出すか等については、お時間をいただくことになると思うが、ヒアリング時に課題を抽出して、こちらの検討材料とさせていただきたい。

また、資料の令和 2 年 1 月 29 日付文書にもある通り、現行では、勤務時間外に対応していただくものについては、費用弁償で対応していただくことになっている。苦しい言い方になるが、勤務として取り扱っていないような状況である。実態を把握して、本来のような形に近づけていければと考えている。方針の決定に当たっては、顧問法律事務所や先日係として出向いた労働基準監督署などのアドバイスを受けながら考えていきたいと思っている。

(会長)

事務局員の勤務実態調査はどうなったのか。

(まちづくり推進室)

事務局員の勤務実態について把握しているのは、市に出していただいている実績報告の中の、あくまで勤務日数だけである。実際に事務局員が時間外にされている作業や事務が、勤務命令を伴う業務にあたるものなのか、そうでないものなのかを整理する必要がある。その調査までは行えていないため、改めて伺いたいと思っている。

(委員)

今から調査されるのは結構だが、協議会も来年度の予算を組まなければいけない。なぜこの雇用経費だけ 180 万円と決まっており、郷づくりの裁量が全くないのか。我々の地域の事務局員は、月に 2 回は必ず会議がある。委員も言っていたように、こういった時間外勤務分くらいは出せるようにしなければいけないと思う。前回は話に出ていたように、事務局員は協議会の会長名で契約しているため、私たちが違反になる。そういうのを市がさせているというのはおかしいのではないかと。だから、180 万円という枠にこだわらず、予算化できるようにしたらどうなのか。勤務時間を短くすることはできないのだから、法律に見合った予算を組めるように何らかの形で考えていただきたい。

(まちづくり推進室)

雇用主である協議会の会長として、そういった危惧やご指摘はもっともだと思う。繰り返すにはなるが、そのような点を十分に勘案しながら、今後の方針について検討していきたいと思う。

(会長)

ぜひ早めに検討していただき、回答してもらいたい。

(委員)

この課題についてはかなり前から問題になっており、前回の会議の中でも厳しい言葉が出ている。それなのに、これから実態把握をしていきますというのは、この 2、3 か月は何だったのかとなる。わざわざ会議にかけずに、調査を進めればよいと思う。我々も次年度の事業や予算などいろいろあるわけで、きっちりタイムスケジュールを組んで、スピード感を持って検討していただきたい。

(まちづくり推進室)

前回の会議から 2 か月経過している中で、いろいろ検討したところ、かなり専任事務局員側の事務的作業も必要になるのではないかとこのところも考えていた。現在、近隣自治体の実態についても、いろいろ調査を行っている。そういった中で、今回新たな決定事項を示すことができなかつたことは、申し訳なく思っている。できるだけ急いで進めていきたいと思う。

(委員)

4 月に雇用契約を結ぶ時点で、時給 919 円なのか。

(まちづくり推進室)

厳密に言えば、9 月までは時給 900 円計算でいけるが、10 月以降の上り幅を推計で出しているため、そこを考慮して当初から 919 円ぐらいを見込んでいただくといいだろうと考えている。

(委員)

各会長名で年間契約を結んでいるので、4 月時点の契約上は 919 円で結ぶのか。

(まちづくり推進室)

現在の雇用契約書上は、月額いくらという書き方をされていると思うため、令和 5 年度も同じやり方で問題ない。時給いくらという契約をしていただかなくても大丈夫だと思われる。事務局員を 2 名、3 名雇用されている中で、シフト制の方は難しいかもしれないが、事務局員の勤務日数の想定を出していただき、1 名あたりの年間雇用経費がいくらになるか見込んでいただく必要がある。

(委員)

月給いくらとするならば、下半期になった時に一度契約を破棄して契約し直したり、追加契約したりする必要はあるのか。

(まちづくり推進室)

年度当初に、これまでと同じ年間分の契約をしていただき、10 月の改定を踏まえたうえで、変更契約のような取り扱いが望ましいと思われる。

(委員)

時間外を導入すると全部に影響してしまう。予算の組み方が全部変わってしまう。そういうことも含め、加味してあげなければ会計や会長も大変。

(まちづくり推進室)

時間外の導入についてはいろいろな課題があるようで、今のところ具体的な話ができていない状況であるため、令和 5 年度中の導入は厳しいと感じている。

(委員)

市長に質問する。調査をしたところどうやら違法のようだが、結論が出ないので、令和 5 年度はこのままの状態が続けてくださいというように聞こえるが、市長としてそのようなことが命令できるのか。

(市長)

最低賃金が上がっている中で、180 万円と固定されているが、違法ではないということを確認できたのでご報告をさせていただいている。時間外は、どういうものを時間外にするのか等の精査まで考えると早々には決められない。内部的には、財政調整課や私の査定も含め検討していく必要があり、3 月の議会でも 180 万円と固定された予算しか上げられていない。現状、時間外はこれとこれを指すと明確になっているわけではないため、今日の説明では、180 万円の雇用経費は今のところ最低賃金を満たしており、法令上は違法ではない状態であるということをご説明した。

(委員)

最低賃金を下回っていないという点は理解した。事務局員としての時間外は、交通費程度で本当に違法ではないのかという点を聞いている。時間外は、費用弁償しか払っていない。費用弁償は交通費程度ということで、最低賃金をはるかに下回っていると思うが、そこは問題ないとはっきり言えるのか。

(市長)

令和 2 年の公文書では、費用弁償で支出できるようにするとなっているが、これではとても賄えないと思っている。時間外を取り入れるならば、今後、この仕事は時間外、これは時間外じゃないという共通的なルールを作る必要があるが、各協議会に任せるのではなく、市で定義付ける必要があると思う。定義付けたならば、時間外が発生することになるため、180 万円を例えば 200 万円や 210 万円ぐらいの予算を市長として確保させ、令和 6 年度までにはしっかりと整理させていただきたいと思う。共働推進会議でも交付金のあり方や制度について審議しているため、事務局員の定義もしっかりさせていただこうと思う。天野委員のご質問には、極めて法律的なことが考えられるので、可能であれば補正予算も考えられると思っている。

(委員)

雇用主の意思で時間外は払えるはず。1 年間我慢してくれという話だと思うが、私たちが本当に責任を取れるのか。予算編成をする権限を郷づくりにやっているのであれば、180 万円だけ変えてはいけないということ自体がおかしいような気がする。実態に合わせて組めるような感じにしなければいけない。

(委員)

契約を結ぶ際は、残業代は一切含まれないので、180 万円は基本給という考え方だと思う。それならば、時間外は時間外で出すという方向でもっていかなければ、何でもかんでも 180 万円の中ですするというのは、よくあるブラック企業の考え方と同じ。

(市長)

今のところは 180 万円で議会に予算書を上げているため、可能性としては次年度の補正予算である。地域予算制度とは郷づくりに応じて交付金が分配されており、その中で積算根拠はあるが、自主財源も含め自由に使っていただきたい。最後は、監査的なことをさせていただいている中で、法令等に違反しないように交付金は使用しなければいけないが、法令等に違反しない裁量での考えの下に使用していただき、雇用契約を結ぶのが理想ではないかと思う。

前回の代表者会議の中で、委員が、そもそもこの賃金ではなり手がいないということもおっしゃられており、もっと郷づくりのほうで自由にしたほうがいいのかという意見も出ていた。月額もしくは年間のところで 180 万円に一切固定してくださいというお願いや、強制的なこととは言えないと思った。

(委員)

我々はブラックな団体の会長にはなりたくないなので、その辺りはきっちりと決めていただきたい。

(市長)

契約は 4 月か。

(委員一同)

4 月。

(事務局員)

総会資料の予算を作る際、事務局員賃金は事務局員賃金で項目があるため、時間外分の費用が入るならば、別項目で最初から時間外の枠を作らなければいけない。しかし、当初予算は 180 万円とされており、市長が財政部署と話し合い、補正予算で時間外手当分は上乘せするということであれ

ば、当初に我々が予算を組むときに 170 万円で事務局員雇用経費を組み、残りの 10 万円を事務局員時間外手当という組み方をさせていただきたい。そうすれば、後ほど補正予算で追加されたときに、事務局員時間外手当の項目に入れればよい。事務的な煩わしさがなくなる。4 月から時間外手当を支給してくださいという方向であれば、予算の中で項目を設けておかなければ出せない。

(市長)

各協議会の会長の考えもあるでしょうし、費用弁償の扱いも違っていると思われる。契約上は月給いくらとなっているが、それは郷づくり交付金のなかで支給しているため、それに見合った契約にさせていただいてよいかという意見だったのかとも思う。

時間がないといっても契約までにはまだ少し時間があるため、契約のあり方を少し考える。また、お金の出し方についても、内部協議をしたうえでご相談させていただきたい。

(委員)

実態調査について、これは業務上の時間外、これは時間外だけれども業務外に当たるというような調査を想定されているように受け取れるが、そういった仕分けは我々にはできない。そういう項目はぜひ作らないでいただきたい。

(会長)

事務局員がいなければ回らないというのが現状である。普通であればともこの賃金では雇えないような人たちが、長年その地域のためにということで頑張っていた。イベントに関しても、これはボランティアで来ているのか、業務なのかというのは私たちが判断しにくい。そこは市がある程度の基準を示していただき、それに追加の交付金をつけていただいたらいいのかなと思う。

3. その他

(まちづくり推進室)

部の設置条例の改正案が、12 月の定例会で通った。現在の市長直結のまちづくり推進室が廃止になり、経営企画部、こども家庭部、市民共働部が新設され、市民部と地域振興部の名称が変わる。地域振興部については、事務部署の一部が変わる。まちづくり推進室の業務は、総務部、経営企画部、市民共働部に割り振られ、郷づくり支援系の業務は市民共働部で行うこととなる。課名については確定していないため、確定次第、事務局員会議等を通じてお知らせする予定である。

(会長)

4 月から変わるのか。

(市長)

4 月から。市民共働部に、地域自治や共働、環境を含め入ってくる予定である。

(委員)

これは外から聞かれたときは、話してもいい内容か。

(市長)

話してよい。

(まちづくり推進室)

以上で郷づくり推進協議会代表者会議を終了する。